

障害者医療費給付制度の市町村実施状況（精神保健福祉手帳）（拡大ケース案入り）

*本表は、精神障害者保健福祉手帳所持者に係る実施状況であり、他の区分（国民年金法施行令別表該当、障害者自立支援法該当等）は網羅していない。平成23年8月1日現在

障害等級	入院・通院の別	所得制限		市町村数			該当市町村				
		本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり	
1級	通院のみ	市町村民税非課税者	市町村民税非課税 （同一世帯者）			1	1				
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			3	3				
	入院・通院	所得制限なし	所得制限なし			1	1				
		小計					5	5			
1、2級	1級 通院のみ 2級 自立支援医療 精神通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	2	9	12	23	長野市 千曲市 小布施町 信濃町 小川村 （県制度と同じ）			
		1級 所得制限なし 2級 所得税非課税者	1級 所得制限なし 2級 特別障害者手当準拠	1			1	松本市			
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1			1	飯田市			
		所得制限なし	所得制限なし	1			1	安曇野市			
	通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		1	2	3	高山村 ケース1			
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠					ケース2			
		所得制限なし	所得制限なし	3	2		5	岡谷市 茅野市 諏訪市			
	1・2級入院 1級通院のみ 2級 自立支援医療 精神通院のみ	1・2級入院 市町村民税非課税者 1級通院 特別障害者手当準拠 2級通院 所得税非課税者	入院 市町村民税非課税者 （同一世帯者） 通院 特別障害者手当準拠	1			1	佐久市			
	1・2級入院 1級通院のみ 2級 自立支援医療 精神通院のみ	1・2級入院 所得税非課税者 1級通院 特別障害者手当準拠 2級通院 所得税非課税者	1・2級入院 所得税非課税世帯 1級通院 特別障害者手当準拠 2級通院 特別障害者手当準拠	1			1	上田市			
	入院・通院	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1			1	伊那市			
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2		1	3	須坂市 小諸市（食費1/4）			
		所得制限なし	所得制限なし	1	2	1	4	大町市			
	小計			14	14	16	44				
	1～3級	通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 市町村民税・所得税非課税者 3級 市町村民税非課税者	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 市町村民税非課税者 （同一世帯者）	1			1	中野市		
			1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1	1		2	駒ヶ根市 飯綱町		
			特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠				1	1		
		1級は通院のみ 2級～は自立支援 医療精神通院のみ	1級 特別障害者手当準拠 2級 所得税非課税 3級 市町村民税非課税者	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 市町村民税非課税者 （同一世帯者）	1			1	飯山市		
精神科入院のみ 通院は1級のみ		入院 所得制限なし 通院 特別障害者手当準拠	入院 所得制限なし 通院 特別障害者手当準拠			1	1				
1・2級は入院 3級は通院のみ		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1			1	東御市			
入院・通院		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 市町村民税非課税者	1級 特別障害者手当準拠 2・3級 市町村民税非課税者 （同一世帯者）	1	1		2				
		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 所得税非課税者	1級 特別障害者手当準拠 2・3級 所得税非課税者 （同一世帯者）				1	1			
		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		1		1				
		1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		1		1				
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	3	4	8	塩尻市			
		特別障害者手当準拠 （2級の自立支援医療の精神通院医療は、所得税非課税者）	特別障害者手当準拠				1	1			
		1級 所得制限なし 2・3級 特別障害者手当準拠	1級 所得制限なし 2・3級 特別障害者手当準拠				1	1			
所得制限なし		所得制限なし		2	4	6	坂城町（精神科入院は対象外）				
小計			5	9	14	28					
合計			19	23	35	77	75	2			

食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

原村、高森町は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

赤字は長野広域連合管内